

# 職員の給与等に関する報告

令和2年12月

神奈川県人事委員会





人委第 165 号  
令和 2 年 12 月 16 日

神奈川県議会議長 嶋 村 公 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県人事委員会

委員長 山 倉 健 嗣

神奈川県人事委員会は、地方公務員法第 8 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告します。



(別 紙)

## 報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施しました。

その調査結果に基づき、本年10月28日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行っています。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところです。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことなどから、本報告を行うものです。

# I 職員と民間従業員の給与等の状況

## 1 職員の給与

本委員会は、本年4月現在で、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を把握するため、「職員給与等実態調査」を例年のとおり実施しました。

### (1) 職員の構成

令和2年4月1日現在における職員の総数は45,865人で、昨年より245人の減少となっています。また、全職員の平均年齢は39.7歳であり、昨年より0.2歳低下しています。

#### 職員構成の状況

(単位:%)

職員区分別			学歴別				性別	
一般職員	教育職員	警察官	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
21.9	44.6	33.4	73.3	6.3	20.4	0.1	66.8	33.2

注 職員区分別及び学歴別の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%になりません。

【資料第1表・第2表・1～3頁】

### (2) 平均給与月額

全職員の平均給与月額は403,709円であり、その内訳は資料第1表のとおりです。【資料1頁】

## 2 民間従業員の給与

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精確な比較を行うため、「職種別民間給与実態調査」を行いました。この調査は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所3,099事業所から無作為に抽出した699事業所を対象としています。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

### (1) 特別給等に関する調査

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施しました。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査しました。

特別給の状況は、本年10月28日に行った報告のとおりです。

民間企業におけるベース改定の状況は、係員について、ベース改定の慣行があると回答した事業所の割合は48.2%（昨年55.2%）と昨年より減少しており、ベースアップを実施した事業所の割合も31.4%（同46.5%）と昨年より減少しています。

定期昇給の状況は、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は84.4%（同91.8%）と昨年より減少しています。そのうち、昨年より定期昇給額が、増額している事業所の割合は20.7%（同24.4%）と昨年より減少し、減額している事業所の割合は12.1%（同6.6%）と昨年より増加しています。【資料第10表・28頁】

## (2) 月例給に関する調査

月例給に関する調査は、8月17日から9月30日までの期間で実施しました。この調査では、公務と類似している職務と認められる54職種に該当する従業員の本年4月分の給与月額等について詳細な調査を行いました。

調査の完了率は、各事業所の協力により74.2%となっており、33,116人の個々の従業員の給与月額等を調査することができました。この調査では、企業業績のいかんにかかわらず調査を行っているため、その結果は広く民間事業所における従業員の給与の状況を反映したものと考えています。

### 調査対象職種一覧

調査対象職種 (54職種)	初任給関係職種（新卒事務員（大学卒）、新卒事務員（短大卒）、新卒事務員（高校卒）、新卒技術者（大学卒）、新卒技術者（短大卒）、新卒技術者（高校卒）等）、事務関係職種（支店長、事務部長、事務課長、事務係長、事務主任、事務係員等）、技術関係職種（工場長、技術部長、技術課長、技術係長、技術主任、技術係員等）、技能・労務関係職種（電話交換手等）、海事関係職種（船長・機関長等）、教育関係職種（高等学校教諭等）、研究関係職種（研究員等）
------------------	--

#### 【資料27頁】

新規学卒の事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で216,653円（昨年212,199円）と昨年より増加しており、高校卒で173,802円（同174,150円）と昨年より減少しています。【資料第12表・34頁】

また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で34.6%（同45.3%）、高校卒で33.5%（同63.8%）と、いずれも昨年より減少しています。【資料第13表・34頁】

なお、職種別の給与の状況は、資料第11表のとおりです。

#### 【資料29～33頁】



### 3 本年の月例給に関する職員の給与と民間従業員の給与との比較

本委員会は、前記の「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、本県の一般の行政事務を行っている職員（行政職員）と、これに類似する民間の事務・技術関係職種の従業員について、4月分の給与月額を比較しています。

その方法は、職員と民間従業員の双方について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与月額を対比させ、民間従業員の給与月額を、職員の人員構成に置き換えて算出した平均給与月額と、職員の平均給与月額との精密な比較（ラスパイレス方式）を行うものです。

この方法により公民給与の比較をした結果、民間従業員の給与が職員の給与を一人当たり平均33円（0.01%）下回っていました。

#### 給 与 の 比 較

職員の給与 (行政職員) (A)	民間従業員の給与 (事務・技術関係職種) (B)	(B) - (A)
394,940円	394,907円	△33円 (△0.01%)

注 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

### 4 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が実施した平成31年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県の指数は、平成31年4月1日時点において101.7となっています。

## Ⅱ 本県職員の給与を取り巻く諸情勢

### 1 生計費

総務省の家計調査及び全国消費実態調査を基礎として本年4月における標準生計費を算定すると、1人世帯で133,910円、2人世帯で175,780円、3人世帯で197,010円、4人世帯で218,230円となります。【資料第16表・37頁】

### 2 毎月勤労統計調査による賃金

厚生労働省及び神奈川県政策局によると、昨年4月に比べ、県内のパートタイム労働者等を含む常用労働者の本年4月の「きまって支給する給与」は4.1%減少しています。【資料第17表・38頁】

### 3 雇用情勢

厚生労働省及び神奈川労働局によると、昨年4月に比べ、本年4月の有効求人倍率は、本県では0.17ポイント低下して1.03倍（全国では0.31ポイント低下して1.32倍）となっています。【資料第17表・38頁】

### 4 物価指数

総務省によると、昨年4月に比べ、本年4月の消費者物価指数は、横浜市では0.4%下落（全国では0.1%上昇）しています。【資料第17表・38頁】

## 5 人事院の給与報告

人事院は、令和2年10月28日に国家公務員の給与について報告を行いました。

その内容は、月例給について、国家公務員の給与が民間従業員の給与を164円（0.04%）上回っていますが、官民給与の較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないというものです。【資料39頁】

### Ⅲ 本委員会の見解

#### 1 本年の月例給の改定

前記Ⅰ 3のとおり、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないこととします。

#### 2 その他の給与上の課題

本委員会では、本県における採用から退職までの給与カーブの在り方について、研究を進めてきました。

本県の給料表は、若年層職員が多く在職する級や号給においては、国と給料月額が同額となっていますが、高齢層職員が多く在職する級や高位の号給においては、国と比較して給料月額が高い部分が多く、一部の級においては、国よりも号給が増設されています。また、他の地方公共団体においても、国と比較して給料月額が高い級や号給を構成している団体もありますが、本県の給料表は、他の地方公共団体と比較して高齢層職員が多く在職する級や高位の号給の給料月額が高い状況にあります。

これらのことにより、本県の給与カーブは、国や他の地方公共団体と比較してより年功的なものとなり、給与原資の配分についても、国や他の地方公共団体と比較して若年層職員よりも高齢層職員に比重が置かれた状況となっています。

このような状況を踏まえ、外部の有識者3名に対し、本県の採用から退職までの給与カーブの在り方について、意見聴取を行いました。主な意見は、次のとおりです。

本県の給与カーブは、国と比較し高位の号給においてフラット化していな

い部分があり、年功的なものとなっている。このことは、職員の昇進意欲の喪失を招く要因にもなり得るため、能力・実績に応じた給与カーブへと見直す必要がある。また、東京が通勤圏にあり、近隣の自治体及び民間企業との採用活動が激化している中、優秀な人材の確保という観点からは、若年層に配慮した給与カーブに見直す必要がある等の意見がありました。

本委員会としては、今後の国の動向等を注視しつつ、給与カーブの在り方について、引き続き研究を進めていきます。

また、地方公務員法の定める給与決定の原則の観点、有識者からの意見を踏まえ、国と比較して給料月額が高い号給等については水準を見直し、それに伴い生ずる給与原資を若年層職員等へ再配分することについて、検討を進めることとします。

任命権者においても、検討を行い、関係団体との調整を速やかに進めることを求めます。

### 3 公務運営

#### (1) 人材の確保・育成

##### ア 優秀な人材等の確保と採用制度

本県では、毎年多くの職員が定年等により退職している中で、持続可能な組織・執行体制を構築するとともに、高度で専門的な行政ニーズにも対応していくためには、使命感とチャレンジ精神にあふれ、県民の目線に立って職務遂行ができる優秀な人材と特定分野に関する専門人材を継続的に採用していく必要があります。

本委員会では、特定分野に関する専門人材の確保に向けて、これまで国際等の区分による新たな採用選考を導入したほか、今後大幅に不足

すると見込まれる管理監督者層の候補となる人材の確保を目的に、社会人経験者を対象とする採用選考を実施し、一定の成果を上げてきました。本年度は、いわゆる就職氷河期世代の支援の一環として、特に正規雇用の機会に恵まれなかった者を対象とする採用選考を実施しました。今後もこうした取組の結果を引き続き検証し、職員構成や採用環境の変化を見据えながら、必要となる人材の確保に向け、採用試験等の見直しを進めます。

また、本県の採用試験の受験者数が近年減少傾向にある中、より多くの受験者を確保するためには、学生等が求める情報を、アクセスしやすい方法で、より効果的かつ分かりやすく示すことも大切です。

そのために、採用説明会の実施やナビゲーター制度の個別面談のほか、様々な広報媒体の活用により、県の先進的施策や若手職員の活躍している様子、職場の雰囲気、在宅等勤務や業務の効率化を含めた働き方改革の取組など、県行政に携わる魅力について、任命権者と連携しながら、積極的に情報発信していきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ナビゲーター制度の個別面談など対面を伴うものについては、オンラインで実施をしており、今後の広報活動においても、インターネットの活用を進めていきます。こうした取組の効果を検証しながら、採用試験等についても受験者確保に向けた見直しを進めます。

障がい者を対象とした採用選考については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に実施してきました。

今後も、本年3月に策定された、「障がい者活躍推進計画」の趣旨を踏まえ、障がい者の特性に応じた受験環境の配慮など、障がい者採用の

促進に向けた取組を引き続き進めていくとともに、任命権者に対しては、障がい者の計画的な採用と、採用後の配置に当たって障がいの状況に応じた適切な配慮が行われることを求めます。

## イ 人材育成とキャリア形成

定年等により豊富な知識・経験を有する職員が退職する一方、毎年多くの職員が採用されています。また、本県では、かつての採用抑制等の影響により40歳前後が少ない職員構成となっています。さらに、昨今の社会情勢は、新型コロナウイルス感染症について未だ収束が見えず不透明な状況にありますが、「新しい生活様式」に基づいた職員の働き方を定着させることも必要となっています。

こうした中、社会環境の変化等に迅速かつ柔軟に対応していくとともに、行政組織の総合力を高めることで、質の高い県民サービスを効果的かつ効率的に提供するためには、職員の実践能力の養成や専門性の向上が一層重要になっています。

職員の実践能力の養成や専門性の向上には、組織的なOJTへの取組、職員のキャリア開発や専門性の向上を意識した人事異動、研修、適正な人事評価を人材育成に活用することが重要です。

職員のキャリア開発については、職員が主体的に職務分野を選択するキャリア選択型人事制度において、職務分野の一致をより意識した人事異動や職務分野に対応した職員研修につなげていけるよう見直しを行い、本年4月から実施したところです。

適正な人事評価を活用した人材育成のため、上司は、日ごろの業務や面接の中で、部下と業務目標や成果を共有しつつ、適正に人事評価を行い、その成果を個々の職員の個性や能力に応じた育成に活かしていく

ことが必要です。なお、新しい生活様式実践のためにもテレワーク等の多様な働き方が定着していく中で、将来的に人事評価や職員間のコミュニケーションが課題となることも考えられます。

任命権者においては、このような取組を、「第2期行政改革大綱」及び「第2期組織・人事改革戦略」のもと着実に進めることにより、使命感にあふれ、県民目線に立って職務を遂行し、幅広い視野と高いマネジメント能力を有する職員の育成を図ることを期待します。

一方、本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、職員のキャリア開発に効果的な研修の多くがオンライン研修などによる代替実施となりました。職員の感染を防止しながら研修を行うためには、オンライン研修やeラーニングの推進も効果的です。これらの研修は、主催者側は会場の手配などの準備作業が削減できること、参加者側は日程調整が容易になり会場への移動が不要になることなど、双方にとってのメリットもあります。これを契機として、新型コロナウイルス感染症対応に限らず、効果的な研修となるようオンライン研修やeラーニングを充実強化していくことが必要です。

本委員会では、人材育成、社員のキャリア形成に積極的な民間企業の取組を本年度も調査しました。上司との面談に対する社員の意見や人事評価に対する理解度、納得度を把握するための調査や効果測定を毎年実施し、社員のキャリア形成に必要な対策や制度改善につなげている事例がありました。このように、人事評価の効果をしっかりと把握し、制度に反映していくことは人材育成やキャリア形成にとって有効と考えます。

本委員会としては、任命権者の時代に即した取組が着実に推進され、



職員一人ひとりが意欲を持ってその能力を最大限発揮することを期待するとともに、引き続き民間企業における効果的な人材育成の方策について調査研究していきます。

#### ウ 多様な人材の活躍推進

質の高い県民サービスを提供するとともに、県政が直面する諸課題に的確かつスピード感を持って対応するためには、性別や障がいの有無、年齢に関わりなく多様な人材が活躍することが求められます。

本年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、男性の家事・育児参画の促進が重点課題とされ、政府において、育児休業など男性の育児参画の促進などの各種の取組を総合的に推進することとされています。

本県では、男性の育児休業取得率向上のため、配偶者の産後8週間を「重点的育児休業等取得時期」と位置付け、男性職員の育児休業取得やその他育児に関する休暇等の取得などを積極的に働きかけていますが、男性職員の育児休業等取得率は一定の向上はみられるものの依然として低水準に留まっています。

また、現在、任命権者において、「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」の令和3年4月の改定に向けて本年9月に全ての職員を対象に次世代育成支援及び女性活躍推進に関するアンケートが実施されました。計画の改定にあたっては、職員の意見を新たな計画に反映し、制度の面でも意識の面でも女性が活躍できる職場環境が実現され、また、両立支援制度についても周知や気軽に制度を活用できる雰囲気づくりなどの意識啓発にも引き続き注力されることを期待します。

障がいのある職員の活躍推進については、任命権者におかれては、「障がい者活躍推進計画」の中で、毎年度、取組状況を確認・検証する庁内検討会議の設置や研修などを通じた障がい理解の促進など「推進体制の整備」、採用前の合格者面談やチャレンジオフィスなど「職務の選定・マッチング等」に取り組まれているところですが、今後も障がいのある職員が活躍できる組織の実現に向け一層取り組まれることを期待します。

多様な人材の活躍推進に向けた環境整備のためには、テレワークなど多様で柔軟な働き方を推進することも重要です。職員のテレワークの実施については、新型コロナウイルス感染症への対応もきっかけに普及してきていますが、今後も柔軟な働き方の普及に注力されることを期待します。

本委員会では、多様な人材の活躍推進に積極的な民間企業の取組を本年度も調査しました。男性の育児休業取得に力を入れ、休業取得者に加えてその配偶者にも取得後アンケートを実施し、そこから得られた情報を収集・分析することで課題等を掘り起こし、制度の改善や休業の質の向上に役立っている事例がありました。このように、意見を幅広く把握し、制度設計等に活かすことは、多様な人材の活躍推進に係る制度の改善や活用のために有効であると考えます。

本委員会としては、任命権者における多様な人材が活躍し、全ての職員が能力を最大限に発揮できるための取組に期待するとともに、引き続き民間企業の事例について調査研究していきます。

## (2) 働き方改革と勤務環境の整備

### ア 働き方改革による長時間労働是正等の取組

長時間労働の是正等を図ることは、健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現のために不可欠であるのみならず、優秀な人材等を確保し、子育てや介護を担う者も含めて一人ひとりがその能力を十分に発揮できる職場環境を整備する上でも重要な課題であり、強くその実現が求められています。

時間外勤務等について、本委員会規則では、「月45時間以下、年360時間以下」を限度時間とし、臨時的に限度時間を超えて時間外勤務等を命ずる必要がある場合であっても、「月100時間未満、2か月から6か月平均80時間以下、月45時間超は年6回まで」等を上限時間等とするなどの上限を設けています。

また、本県では、知事を本部長とする働き方改革推進本部において、時間外勤務時間等に関する数値目標を含む取組方針を定め、朝夕ミーティングを通じた業務の組織的マネジメントの徹底による業務負担の平準化、時間外勤務の事前命令の徹底、午後9時以降の時間外勤務の原則禁止など様々な取組を進めてきました。これらの取組により、昨年度は、時間外勤務時間が「年720時間以内」という数値目標を達成できなかった職員数が、一昨年度に引き続いて大幅に減少する等の改善がみられました。しかし、一方で、台風に係る緊急対応等のため、時間外勤務時間が月80時間を超えた職員数が、一昨年度に比して著しく増加しました。本年度においても、新型コロナウイルス感染症対策関連業務等のため、同様の状況が認められます。

本委員会としては、任命権者において、数値目標を達成できない状況等が生じる原因の分析及び検証を行い、災害等の事由を想定した体制の整備も含めた再発防止の取組をより一層推し進め、上限設定に関する

る条例・規則を確実に遵守することはもとより、更なる長時間労働の是正等に努めることを求めます。

学校現場においては、教員の多忙化とそれに伴う長時間勤務に対応するため、本県教育委員会は、昨年10月に、勤務実態の改善と教員のワーク・ライフ・バランスの実現を通じた効果的な教育活動の実践を目的として「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

さらに、本年3月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正に伴い、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を改正するとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」を制定し、本年11月には、教員の在校等時間を客観的に把握するためのシステムを導入しました。

本委員会としては、本県教育委員会が、法改正等の趣旨を踏まえ、在校等時間を適切に把握するとともに、教員の負担軽減に向けた取組を着実に推し進めていくことを求めます。

イ 仕事と家庭の両立支援と職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備

(7) 両立支援と勤務環境の整備

少子高齢化が急速に進展するとともに、子育てや介護を取り巻く環境が変化する中、子育てや介護の責任を担う職員は今後更に増加し、こうした職員が働きやすい職場環境が一層求められてくると考えられます。そこで、職員が離職することなく個々の事情に応じて継続して勤務し、能力を十分に発揮することができるよう、子育てや介護を行う職員の支援策の充実を図っていくことが重要です。

本県ではこれまで、育児休業制度や介護休暇制度の拡充等により、

仕事と家庭の両立を支援する制度の充実が図られてきたところです。しかし、例えば、育児休業については、昨年度における女性職員の取得率は約9割となっているのに対し、男性職員の取得率は一昨年度よりも向上したものの約5%に留まっています。

任命権者においては、「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、仕事と家庭の両立支援制度の周知や、管理監督者をはじめとする周囲の職員の意識啓発等に取り組んでいます。今後は、「少子化社会対策大綱」において、男性の家事・育児参画の促進が重点課題とされたことも踏まえ、子育て、介護や不妊治療を行う職員を支援する制度が利用しやすくなるよう、職員の意識改革や職場の環境づくりを進めるなど、更なる普及、啓発を行っていくことが重要です。本委員会としても、これらの取組が、一層進められることを期待するとともに、引き続き、休暇制度等の職員の勤務条件に関する情報の提供や、職員からの相談への対応に努めていきます。

(4) 「新しい生活様式」への対応

任命権者においては、職場や家庭における日常生活での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、在宅勤務やサテライトオフィス等のテレワークについて、勤務場所の拡大や利用手続の簡素化など、制度の利用促進を行ったほか、拡大時差出勤制度の拡充など「新しい生活様式」に対応した勤務環境の整備を行い、職員の多様で柔軟な働き方の促進に向けた取組を進めています。本委員会においても、本年度の夏季休暇の取得期間の延長を行うなど、職員の勤務条件の向上に資するよう取り組んできました。

こうした多様で柔軟な働き方を進めることは、子育てや介護を行う

職員だけではなく、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、その能力を十分に発揮することにつながるものであることから、任命権者において、民間企業や国の状況も勘案しながら、引き続き取組を進めていくことを期待するとともに、本委員会においても取組を進めていきます。

#### ウ 健康管理対策の推進

職員の健康の保持、増進は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、公務を効率的かつ的確に実施するという観点から不可欠です。

本県では、労働安全衛生法に基づき、職員のストレス状態への気づきを促すとともに、所属ごとの集団分析結果を活用して職場環境を改善するためのストレスチェックを実施しているところです。その受検率は年々上昇し、職員によるメンタルヘルス状態の把握は進んでいますが、高ストレス者の占める割合が依然として高い状況にあります。また、心身の故障による休職者のうち精神疾患を事由とする者の占める割合も増加傾向にあります。任命権者では、各所属に対しストレスチェックの分析結果を提供し、所属長向けに集団分析結果説明会を開催するとともに、職場環境改善事例の情報提供を行っています。このような取組を行うことを通じて、メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見、早期対応に努めることが重要です。

また、本県では、昨年7月に策定した「第2期神奈川県職員健康経営計画」に基づき、生活習慣の改善に関する職員の意識の向上等を目的とした「未病改善行動宣言」の実践に取り組んでいます。

本委員会としては、任命権者において、職員の心身両面にわたる健康の保持、増進を図る取組を、一層推進していくことを期待します。

## エ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、被害に遭った職員の尊厳や人格を傷つけ、心身の健康を害するばかりか、職場全体の士気や生産性を低下させるものであり、組織全体で発生の原因に対する理解を深め、その防止に努めるとともに、問題が発生した場合には適切かつ迅速に対応する必要があります。

任命権者は、ハラスメントの防止について、各種の指針を定め、ハラスメントに関する相談・苦情への対応を行うほか、具体的な事例を取り入れたパンフレットによる周知・啓発や、ハラスメントの防止に向けた研修等の取組を実施しています。

本年度には、第三者委員会によるハラスメント及び過重労働の防止に向けた取組強化についての提言や、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正等を踏まえ、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに対する処分の内容を明確化するための「懲戒処分の指針」の改正、研修用パンフレットの改定、「ハラスメント防止対策ポータル」の開設等、取組を強化しました。しかし、本委員会の職員苦情相談窓口寄せられたハラスメントに関する相談件数は、ほぼ横ばいの状況で推移してきています。

本委員会としては、任命権者において、引き続きハラスメント防止に向けた取組を着実に実施するとともに、その効果の検証を行った上で、必要な対策をより一層進めていくことにより、ハラスメントのない職場の実現を図るよう求めます。

## オ 会計年度任用職員等の勤務条件

会計年度任用職員等についても、これまでと同様に国等との権衡を考

慮し、高い意欲を持ち能力を十分に発揮して勤務することができるよう適正な勤務条件を整備することが重要です。

任命権者においては、今後も国の動向を注視しつつ、会計年度任用職員等の勤務条件の向上に資するよう取り組むことを期待します。

(3) 定年の引上げ等、高齢層職員をめぐる状況

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い県民サービスを提供していくためには、高齢層職員の知識や能力が最大限に活かせる環境の整備がますます必要となっています。

本県では、これまでも退職者の希望や経験も踏まえ、再任用職員の知識、経験、技術及び技能が活かせる業務に積極的に活用するための配置に努めてきました。その結果、知事部局等における新規再任用職員に占めるフルタイム勤務者の割合は本年度は約90%に達しています。

こうした中、人事院は昨年報告・勧告に続き、本年も高齢層職員の能力と経験を本格的に活用するため、定年を段階的に65歳に引き上げることについて早期に実施するための措置を改めて要請しました。

超高齢社会を迎え、意欲と能力のある高齢者がさらに活躍できる場を作ることが社会全体の課題となっています。本県においては、知事部局等における新規再任用職員のほとんどがフルタイム勤務者となっているものの、高齢層職員のモチベーションの向上を図り、知識・経験を一層活用することが求められているため、定年の引上げは望ましいものと考えられます。

ただし、定年を引き上げる場合には、職員の給与体系や採用計画、採用から退職までの一体的な人事管理に大きな影響を与えることになることから、今後、国における定年引上げの詳細な制度設計等を注視しつつ、十



分に検討していく必要があります。

「職員の給与等に関する報告」については以上のとおりです。

議会及び知事におかれましては、本委員会の見解を御理解の上、適切に対応されることを要請します。

給与等の報告・勧告制度の下、職員の適正な勤務条件を確保することは、中立かつ公正な第三者機関である人事委員会の使命であり、本委員会としては、今後ともその責任を果たしてまいります。



# 資 料



# 目 次

## 職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査(令和2年)の概要	1
第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表 給料表別の職員数等の状況	2
第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布	4
第4表 扶養手当の支給状況	23
第5表 管理職手当の支給状況	24
第6表 住居手当の支給状況	24
第7表 通勤手当の支給状況	25
第8表 再任用職員の給料表別、級別人員	26

## 職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和2年)の概要	27
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	27
第10表 給与改定の状況	28
第11表 企業規模別、職種別給与額等	29
第12表 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給	34
第13表 初任給の改定状況	34
第14表 家族手当の支給状況	35
第15表 定年制の状況	35
(参考) 職員と民間従業員の職務対応	36

## 生計費

第16表 費目別、世帯人員別標準生計費	37
---------------------	----

## 労働経済情勢

第17表 労働経済指標	38
-------------	----

## 人事院報告

報告の骨子	39
-------	----

# 職員給与等実態調査の結果

## 職員給与等実態調査（令和2年）の概要

### 1 調査時期

令和2年4月1日現在

### 2 調査対象

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員

ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業者及び無給休職者等を除外

### 3 調査事項

調査対象に該当した全職員の適用給料表、職務の級、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、職員数、学歴、性別、年齢、経験年数等の実態

第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

区分	職員数	平均給与月額								平均年齢	平均経験年数	
		給料の月額	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合計	対前年比	対前年増減(△印は減)			
一般職員	人	円	円	円	円	円	円	円	%	円	歳	年
	10,053 (10,071)	332,549 (333,498)	7,819 (7,890)	41,456 (41,516)	7,220 (7,053)	5,935 (5,371)	394,979 (395,328)	99.9 (99.2)	△ 349 (△3,205)	41.9 (42.1)	20.0 (20.3)	
うち 行政職員	8,767 (8,794)	331,462 (332,243)	7,662 (7,684)	41,339 (41,366)	7,227 (7,076)	5,376 (4,792)	393,066 (393,161)	100.0 (99.2)	△ 95 (△3,206)	41.8 (42.0)	20.0 (20.3)	
教育職員	20,476 (20,717)	350,978 (352,401)	7,146 (7,161)	43,688 (43,867)	7,939 (8,007)	12,247 (12,383)	421,998 (423,819)	99.6 (99.4)	△ 1,821 (△2,753)	40.0 (40.4)	17.2 (17.7)	
警察官	15,336 (15,322)	324,543 (323,398)	13,345 (13,098)	40,690 (40,522)	5,139 (5,074)	1,297 (1,296)	385,014 (383,388)	100.4 (100.3)	1,626 (1,168)	37.7 (37.6)	17.2 (17.1)	
合計	45,865 (46,110)	338,099 (338,635)	9,366 (9,293)	42,197 (42,242)	6,845 (6,824)	7,202 (7,167)	403,709 (404,161)	99.9 (99.6)	△ 452 (△1,692)	39.7 (39.9)	17.8 (18.1)	

注1 区分欄に掲げる各区分を、適用給料表によって分類すると次のとおりであり、再任用職員は含まれていません。(以下第7表までについて同じです。)

(1) 一般職員・・・行政職給料表(1)、学校行政職給料表、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、大学教育職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、福祉職給料表、第1号任期付研究員給料表、第2号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用職員

(2) 行政職員・・・一般職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員

(3) 教育職員・・・教育職給料表の適用職員

(4) 警察官・・・公安職給料表の適用職員

2 給料の月額には、教職調整額を含みます。

3 その他とは、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当等です。

4 ( )内は、前年(平成31年4月1日現在)の調査結果の値です。

## 第2表 給料表別の職員数等の状況

### その1 給料表別職員数、学歴別・性別人員構成比、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数

区分		職員数		学歴別人員構成比				性別人員構成比		平均給料月額	平均年齢	平均経験年数
		人	%	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女			
一般職員	行政職給料表(1)	7,890 (7,866)	17.2 (17.1)	74.0 (73.6)	7.9 (8.0)	17.7 (17.9)	0.5 (0.5)	62.4 (63.0)	37.6 (37.0)	333,603 (334,118)	41.9 (42.1)	20.0 (20.2)
	学校行政職給料表	877 (928)	1.9 (2.0)	49.5 (48.1)	10.5 (11.5)	38.7 (39.2)	1.4 (1.2)	43.0 (40.7)	57.0 (59.3)	312,197 (316,354)	41.2 (41.7)	20.3 (20.9)
	小計	8,767 (8,794)	19.1 (19.1)	71.6 (70.9)	8.1 (8.4)	19.8 (20.1)	0.5 (0.6)	60.5 (60.7)	39.5 (39.3)	331,462 (332,243)	41.8 (42.0)	20.0 (20.3)
	行政職給料表(2)	127 (127)	0.3 (0.3)	0.8 (1.6)	0.8 (0.8)	96.9 (96.1)	1.6 (1.6)	99.2 (99.2)	0.8 (0.8)	360,641 (360,414)	49.1 (48.8)	29.6 (29.3)
	海事職給料表(1)	14 (14)	0.0 (0.0)	14.3 (14.3)	42.9 (42.9)	42.9 (42.9)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	392,929 (388,400)	46.8 (45.4)	25.4 (23.8)
	海事職給料表(2)	23 (21)	0.1 (0.0)	- (-)	4.3 (4.8)	91.3 (90.5)	4.3 (4.8)	100.0 (100.0)	- (-)	293,187 (303,338)	42.5 (44.0)	22.1 (23.1)
	大学教育職給料表	6 (10)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	50.0 (40.0)	50.0 (60.0)	414,833 (413,730)	53.3 (54.0)	27.5 (28.0)
	研究職給料表	243 (245)	0.5 (0.5)	98.4 (98.4)	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	- (-)	73.3 (74.3)	26.7 (25.7)	370,032 (372,129)	43.3 (43.4)	19.9 (19.9)
	医療職給料表(1)	44 (43)	0.1 (0.1)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	52.3 (44.2)	47.7 (55.8)	471,705 (478,774)	46.7 (47.7)	21.8 (22.9)
	医療職給料表(2)	80 (76)	0.2 (0.2)	72.5 (72.4)	27.5 (27.6)	- (-)	- (-)	35.0 (35.5)	65.0 (64.5)	346,215 (351,655)	45.1 (45.7)	22.5 (23.2)
	医療職給料表(3)	40 (43)	0.1 (0.1)	15.0 (9.3)	85.0 (90.7)	- (-)	- (-)	5.0 (4.7)	95.0 (95.3)	334,488 (332,193)	48.3 (48.8)	22.7 (22.7)
	学校栄養職給料表	72 (78)	0.2 (0.2)	54.2 (51.3)	45.8 (48.7)	- (-)	- (-)	5.6 (5.1)	94.4 (94.9)	246,204 (244,773)	30.3 (30.3)	8.5 (8.8)
	福祉職給料表	630 (613)	1.4 (1.3)	94.9 (95.4)	4.0 (3.6)	1.0 (0.8)	0.2 (0.2)	53.8 (55.0)	46.2 (45.0)	322,889 (325,563)	41.6 (41.9)	18.6 (18.9)
	特定任期付職員給料表	7 (7)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	85.7 (85.7)	14.3 (14.3)	537,300 (537,300)	55.3 (54.3)	17.5 (16.4)
	計	10,053 (10,071)	21.9 (21.8)	72.4 (71.7)	8.3 (8.6)	18.8 (19.1)	0.5 (0.5)	60.2 (60.3)	39.8 (39.7)	332,549 (333,498)	41.9 (42.1)	20.0 (20.3)
教育職員	教育職給料表	20,476 (20,717)	44.6 (44.9)	94.7 (94.4)	4.5 (4.7)	0.9 (0.9)	- (-)	51.8 (51.9)	48.2 (48.1)	338,743 (339,775)	40.0 (40.4)	17.2 (17.7)
警察官	公安職給料表	15,336 (15,322)	33.4 (33.2)	45.3 (44.1)	7.4 (6.7)	47.4 (49.2)	- (-)	91.0 (91.3)	9.0 (8.7)	324,543 (323,398)	37.7 (37.6)	17.2 (17.1)
合	計	45,865 (46,110)	100.0 (100.0)	73.3 (72.7)	6.3 (6.2)	20.4 (20.9)	0.1 (0.1)	66.8 (66.8)	33.2 (33.2)	332,637 (332,962)	39.7 (39.9)	17.8 (18.1)

注 1 ( )内は、前年の調査結果の値です。

2 区分の小計欄及び計欄の構成比は、給料表ごとの構成比の合計又は当該区分の職員の全職員に占める割合としました。

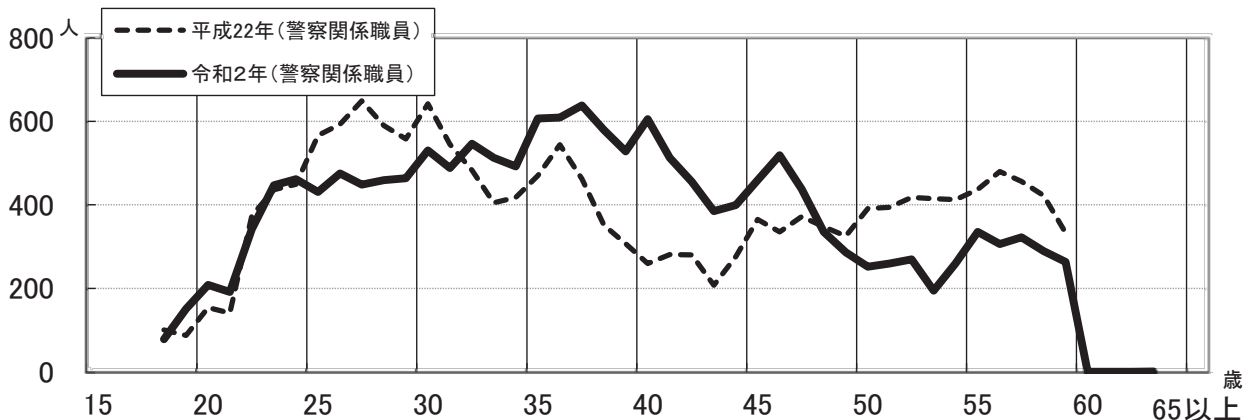
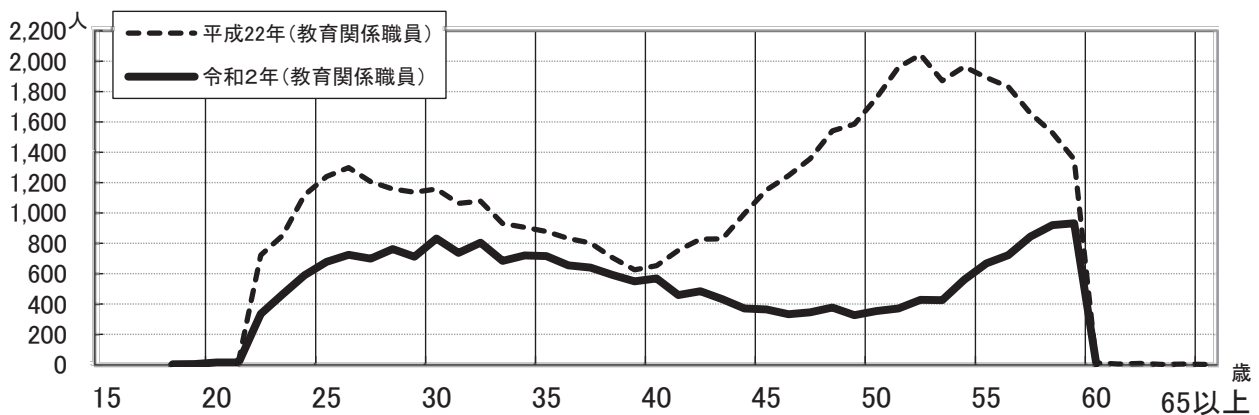
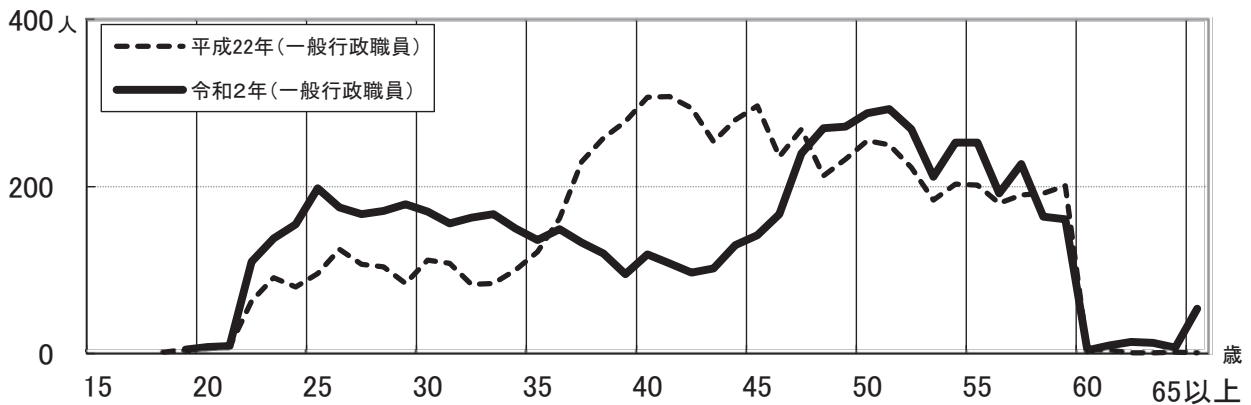
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

4 教育職員の平均給料月額には、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）別表第1の備考2の規定に基づく給料月額の加算を含みます。（第3表について同じです。）

5 教育職員の教職調整額を含む平均給料月額は、350,978円（352,401円）です。

## その2 職員数の推移

区 分	令和2年4月(A)	平成22年4月(B)	増 減(A)-(B)	(A) / (B)
一 般 行 政 職 員	6,815 人	7,093 人	△ 278 人	96.1 %
教 育 関 係 職 員	22,221	46,588	△ 24,367	47.7
うち教育職給料表	20,476	43,236	△ 22,760	47.4
うち学校行政職給料表	877	1,951	△ 1,074	45.0
警 察 関 係 職 員	16,829	16,529	300	101.8
うち公安職給料表	15,336	15,037	299	102.0
合 計	45,865	70,210	△ 24,345	65.3



- 注 1 一般行政職員とは、知事部局、議会局、監査事務局、人事委員会事務局等に所属する事務職員、研究職員、医療職員等です。  
 2 教育関係職員とは、教育局及び県立学校、市町村立学校等の教育機関に所属する教員、事務職員等です。  
 3 警察関係職員とは、警察本部、警察署等に所属する警察官、事務職員等です。



第3表

給料表別、級別及び号給別の人員分布

行政職給料表（1）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

（単位：人）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1				1						
2										
3										
4										
5										1
6										
7				1						
8				3					1	
9	7		1	1			1			
10										1
11					1					
12	12		1	2						
13	5		2	1	1					
14		1		1	1				2	1
15				2					1	1
16	18	5	2	2	1				3	
17	9	5	6	3	1				6	1
18	1	7	1	8	3				5	
19	1	4	3	15	1				6	
20	28	28	17	12	1				3	
21	4	52	20	16	3	1			2	
22	2	20	27	26	1				5	
23		14	12	19	1				2	
24	19	15	27	26	1	2			1	
25	3	8	29	26	6	1			2	
26	1	9	23	25	3	1			2	
27	2	6	39	34	4	1			1	
28	20	26	27	31	6	1				
29	164	39	36	24	6			1	1	
30	3	25	34	23	8	3	1	1	2	
31	9	23	35	29		2		2		
32	106	38	42	34	3	3	5		2	
33	41	38	30	40	11	1	10	6	1	
34	10	37	23	21	9	3	9	4	2	
35	6	34	20	32	7	1	17	18		
36	120	26	28	21	7	3	11	5	2	
37	74	31	35	26	11	6	17	14		
38	17	26	22	23	6	2	33	7		
39	11	23	17	22	5	1	26	4		
40	99	20	30	11	14	3	18	2		
41	66	19	21	14	11	2	23	1		
42	34	9	21	18	8		15	2		
43	8	12	14	16	2	3	24	4		
44	81	16	14	14	9	3	16			
45	73	10	18	14	9	3	17	17		
46	25	6	14	22	5	6	6			
47	18	5	8	17	7		16			
48	31	4	5	22	11	3	9			
49	35	6	7	12	8	7	12			
50	12	3	10	10	8	14	12			
51	8	1	9	12	6	15	11			
52	23	1	6	14	11	15	16			
53	22		5	17	11	21	17			
54	7	3	9	16	2	20	18			
55	10	1	6	12	7	17	16			
56	25	1	5	12	5	30	12			
57	17	1	6	12	9	14	16			
58	6		4	11	6	28	15			
59	10	2	3	13	9	25	16			
60	15	2	1	4	13	20	16			
61	12	3	5	6	5	24	20			
62	5	2	4	8	17	16	15			
63	4			10	9	23	12			
64	11	2	2	8	7	12	11			
65	7		3	9	16	24	126			
66		2	2	8	27	20				
67	4	5	1	8	18	23				
68	4	1	2	10	20	21				

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69		5		4	15	13	20				
70		2		1	22	24	25				
71			1	1	23	19	15				
72		1	2		19	16	23				
73			1	1	22	19	13				
74		1	2		19	20	28				
75		1	1	2	15	19	26				
76		1		1	10	24	18				
77		4		3	10	25	19				
78			1		20	26	21				
79		1		2	13	29	33				
80		2		2	16	25	33				
81		1	1		23	28	19				
82				2	12	16	22				
83				2	31	19	25				
84			1	4	20	16	23				
85		1	1	4	14	28	13				
86			1	4	12	23	11				
87				1	23	18	14				
88				4	22	21	10				
89		2	1	1	18	21	4				
90					17	30	5				
91		1		1	14	22	8				
92		1		2	16	28	6				
93		16		3	22	27	37				
94				2	15	45					
95				4	18	54					
96			1	3	16	39					
97				1	26	36					
98				1	33	44					
99				2	26	27					
100			1	3	27	25					
101				3	27	139					
102				1	29						
103				2	20						
104				1	34						
105			1	2	189						
106				2							
107				3							
108											
109				3							
110			1	3							
111				1							
112				1							
113				22							
114											
115											
116											
117			2								
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124			1								
125			13								
人員計(人)		1,405	710	899	1,818	1,363	915	635	88	52	5
(構成比(%))		(17.8)	(9.0)	(11.4)	(23.0)	(17.3)	(11.6)	(8.0)	(1.1)	(0.7)	(0.1)
平均給料月額 (円)		203,259	247,786	291,873	357,468	389,213	411,203	443,016	466,718	509,115	548,160
平均年齢(歳)		26.1	31.2	36.5	45.7	49.2	50.9	53.4	55.8	56.5	56.8
標準的な職	主事、技師等	高度の知識経験を必要とする主事、技師等	主任主事、主任技師等	主査等	副主幹、副技幹等	グループリーダー等	本庁の課長等	本庁の部長等	局長等	理事等	

注 1 「標準的な職」は代表的なものを掲げています。

2 人員計欄の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

3 1・2は、以下の給料表について、同じです。

学校行政職給料表(県立学校並びに市町村立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	級 号給	1	2	3	4	5	6
1							73	1			1	1	3
2							74	2			2	4	2
3							75				3	3	
4							76				6	3	3
5							77	1			4	1	3
6							78				2	3	3
7							79					4	3
8							80				2	1	2
9	1						81	1			1	1	4
10							82				2	4	8
11							83				4		4
12	4						84				3	3	4
13	1						85				4	5	8
14		1					86					4	4
15							87				2	4	2
16	7	2					88				2	2	5
17	2	1					89	1			2	3	2
18		5	1				90	1			1	8	1
19			1				91				2	5	
20	14	8	1	1			92				2	3	1
21	1	5	2				93	11			4	3	2
22		3	2				94				4	3	
23			4	1			95				2	6	
24	15	1	3	2			96				1	9	
25	3	2	5				97				4	8	
26		2	2	1			98				4	12	
27		4	4	1			99				1	6	
28	7	5	6	2			100				4	3	
29	10	3	5	1			101				4	53	
30	1	9	2				102				4		
31		3	4	2			103				1		
32	8	6	7				104				4		
33	6	7	4				105				7		
34	2	4	2	1			106						
35	3	6	6	3			107						
36	5	4	3	2			108						
37	11	3	1	2			109						
38	2	6	4	1			110						
39	3	5	4	2			111						
40	13	1	2				112						
41	10	3	2	2			113						
42	11	5	1				114						
43	1	2	2	2			115						
44	9	3	5	1			116						
45	15		1	1			117						
46	5	2	2				118						
47	1			2			119						
48	5	1	1				120						
49	3	2					121						
50	1	2	2	1			122						
51		1		1			123						
52	1	2	1			1	124						
53	1		1	3		1	125						
54	2	1		1									
55	1		2										
56	3	1											
57	4	1		3									
58	1			1									
59													
60	5			1									
61				3									
62				2									
63	2			1									
64					1								
65				1		3							
66				3	1	4							
67				3	3	3							
68	1			2	1	2							
69				1	3	1							
70					2	12							
71				6	1	7							
72				4	2	6							
							人員計(人)	219	122	95	156	179	106
							(構成比(%))	(25.0)	(13.9)	(10.8)	(17.8)	(20.4)	(12.1)
							平均給料月額(円)	201,768	244,751	282,860	367,694	398,755	416,421
							平均年齢(歳)	27.9	31.0	34.5	46.9	53.9	56.7
							標準的な職	主事、事務主事	高度の知識経験を必要とする主事、事務主事	主任主事、主任事務主事	主査、事務主査	副主任、総括事務主査	事務長、事務主幹

行政職給料表（２）（機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5					1	
6						
7						
8						
9			1		1	
10						
11						
12						
13						
14						
15				1		1
16						
17						1
18						1
19				2		
20						1
21						
22						
23						1
24				1		
25						
26					2	
27				1		
28			1			
29						1
30						1
31						
32					1	1
33						1
34						
35					1	1
36					1	
37					1	
38						
39						
40						
41						
42		1				
43						
44						
45						
46						1
47						
48						1
49						
50						
51						1
52						
53						1
54						1
55						3
56						
57						
58						1
59						1
60						1
61						
62						
63						
64		1				
65						1
66						1
67						1
68						1
69						1
70						2
71						1
72						1

号給	級	1	2	3	4	5
73						1
74						1
75						1
76						
77						
78						
79						
80						1
81						1
82						1
83						3
84						5
85						5
86						4
87						2
88						6
89						3
90						2
91						5
92						3
93						5
94						
95						4
96						2
97						2
98						3
99						3
100						3
101						1
102						4
103						
104						3
105						1
106						1
107						1
108						1
109						
110						
111						
112						2
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
人員計(人)		2	2	5	8	110
(構成比(%))		(1.6)	(1.6)	(3.9)	(6.3)	(86.6)
平均給料月額(円)		196,750	204,500	230,820	276,588	378,474
平均年齢(歳)		26.5	29.5	30.8	35.9	51.7
標準的な職	技能職員	相当の技能又は経験を必要とする技能職員	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員	

海事職給料表（１）（船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31		1					
32							
33				1			
34							
35							
36							
37							
38				1			
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45					1		
46							
47				1			
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54						1	
55							
56							
57							
58							
59					1		
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67						1	
68							
69							
70							
71							
72					1		

号給	級	1	2	3	4	5	6
73						1	
74							
75							
76					1		
77							
78				1			
79					1		
80							
81							
82					1		
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
人員計(人)		1	-	4	6	3	-
(構成比(%))		(7.1)	(-)	(28.6)	(42.9)	(21.4)	(-)
平均給料月額 (円)		238,700	-	347,350	420,967	449,033	-
平均年齢(歳)		24.0	-	40.0	50.2	56.7	-
標準的な職		大型・中型船舶の航海士等	相当高度の知識経験を必要とする大型・中型船舶の航海士等	大型船舶の1等航海士等、中型船舶の船長等	大型船舶の船長等	相当高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等

海事職給料表（２）（船舶に乗り組む職員で、行政職給料表(2)又は海事職給料表(1)の適用を受けない職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30			1			
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44			1			
45			1			
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53		1				
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61		1				
62						
63		1				
64						
65		1				
66						
67				1		
68				1		
69						
70						
71						
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						1
81		1				
82						1
83						
84						
85		4				
86						
87				1	1	1
88						
89						
90						
91						
92						1
93						
94						
95						
96						1
97						2
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
人員計(人)		9	3	3	1	7
(構成比(%))		(39.1)	(13.0)	(13.0)	(4.3)	(30.4)
平均給料月額(円)		246,611	249,533	320,100	335,400	354,214
平均年齢(歳)		39.2	29.7	44.3	50.0	50.3
標準的な職	船舶の乗組員	相当高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員等	大型船舶の各次長、小型船舶の船長等	大型船舶の各長、高度の技能又は経験を必要とする中型船舶の各長等	相当高度の技能又は経験を必要とする大型船舶の各長等	

大学教育職給料表（国際言語文化アカデミア勤務の教授、准教授、講師、助教、助手等に適用）

号給	級	1	2	3	4	号給	級	1	2	3	4
1						73					
2						74					
3						75					
4						76					
5						77					
6						78					
7						79					
8						80					
9						81					
10						82					
11						83					
12						84					
13						85					
14						86				1	
15						87				1	
16						88				1	
17						89				1	
18						90				1	
19						91				1	
20						92				1	
21						93				1	
22						94				1	
23						95				1	
24						96				1	
25						97				1	
26						98				1	
27						99				1	
28						100				1	
29						101				1	
30						102				1	
31						103				1	
32						104				1	
33						105				1	
34						106				1	
35						107				1	
36						108				1	
37						109		1		1	
38						110		1		1	
39						111		1		1	
40		1				112		1		1	
41						113		1		1	
42						114		1		1	
43						115		1		1	
44						116		1		1	
45						117		1		1	
46						118		1		1	
47						119		1		1	
48						120		1		1	
49						121		1		1	
50			1			122		1		1	
51						123		1		1	
52						124		1		1	
53						125		1		1	
54						126		1		1	
55						127		1		1	
56						128		1		1	
57						129		1		1	
58						130		1		1	
59						131		1		1	
60						132		1		1	
61						133		1		1	
62											
63											
64											
65											
66											
67											
68											
69											
70											
71											
72											
						人員計(人)	1	2	3	-	
						(構成比(%))	(16.7)	(33.3)	(50.0)	(-)	
						平均給料月額 (円)	310,400	405,100	456,133	-	
						平均年齢(歳)	32.0	51.5	61.7	-	
						標準的な職	アカデミアの 講師、助教、 助手	アカデミアの 准教授、相当 高度の知識経 験を必要と する講師	アカデミアの 教授、相当高 度の知識経 験を必要と するアカデミ アの教授等	高度の知識 経験を必要と するアカデミ アの教授等	

研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19				2			
20				2			
21				2			
22				2			
23				2			
24		2		3			
25				1			
26				2			
27				2			
28				2			
29			1	2			
30				3	1		
31							
32	2		3	1		2	
33					1		
34			1	1		1	
35			1			1	
36				3		2	
37	2			1			
38	1		2				
39	1		2			1	
40	2		2				
41	4			1	2		
42			1	2	2	2	
43			2	2	1		
44	2		4	1	1	2	
45	2		1		1	1	
46					2		
47			1		2		
48	2		1	3	2		
49	2			1	1	1	
50	1		2	1		1	
51			1	2	3	2	
52	1		3	2	2	2	
53	1					1	
54	1		2		2		
55			1	1	1		
56	2		2	1	3	1	
57			1	1			1
58					1	2	
59	2				2		
60	3		1		2		
61	1		1		1	16	
62					3		
63			1		2		
64					2		
65					1		
66					1		
67					2		
68	1						
69					1		
70				1	1		
71				1	1		
72				1	1		

号給	級	1	2	3	4	5	6
73				1	1		
74							
75				1	3		
76					1		
77				1	1		
78					1		
79				1			
80							
81					4		
82				1			
83				1			
84							
85				1			
86				1			
87				1			
88							
89				11			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
人員計(人)		33	39	73	59	38	1
(構成比(%))		(13.6)	(16.0)	(30.0)	(24.3)	(15.6)	(0.4)
平均給料月額(円)		228,633	287,131	363,073	425,947	500,266	529,400
平均年齢(歳)		28.0	33.4	42.8	50.7	55.5	59.0
標準的な職	研究員	高度の知識 経験を必要 とする研究 員	主任研究 員	試験研究 機関の 課長等	規模の大き い試験研 究機関の長 等	特に規模の 大きい試験 研究機関の 長	



医療職給料表（１）（保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

給号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			1		
13			1		
14					
15					
16					
17			1		
18					
19					
20					
21		3			
22					
23					
24		3			
25					
26		1			
27					
28		2			
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44			1		
45					
46					
47					
48			1		
49					
50					
51				1	
52			1	1	
53				1	
54			2		
55					
56				1	
57					
58					
59				1	
60					
61					
62					
63					
64					1
65					3
66			1		
67					
68					
69			1		
70					
71					
72					

給号	級	1	2	3	4
73					
74					
75				1	
76			1		
77					
78				1	
79					
80					
81				1	
82					
83					
84				2	
85					
86					
87					
88					
89					
90				1	
91				1	
92					
93				8	
94					
95					
96					
97					
人員計(人)		9	11	20	4
(構成比(%))		(20.5)	(25.0)	(45.5)	(9.1)
平均給料月額 (円)		329,856	436,745	534,490	573,075
平均年齢(歳)		27.7	38.9	57.2	58.3
標準的な職	医師、 歯科医師		相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師、 歯科医師	保健福祉事務所の長等	職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い保健福祉事務所の長

医療職給料表（2）（保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所、家畜保健衛生所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、その他の医療技術者である職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73							
2								74							
3								75						1	
4								76							
5								77							
6								78						1	
7								79							
8								80						1	
9								81				1			
10								82						2	
11								83						2	
12								84							
13								85						1	
14								86							
15								87						2	
16								88							
17			3					89						1	
18								90						1	
19								91						1	
20			1					92						3	
21								93							
22					1			94							
23								95							
24			1					96						2	
25					1			97						10	
26								98							
27								99							
28								100							
29			2		1			101							
30				1				102							
31								103							
32								104							
33			2					105							
34								106							
35								107							
36			2		1			108							
37					1			109							
38			1					110							1
39								111							1
40			1	1				112							
41			1					113							
42				1				114							
43			1					115							1
44			1	1	1			116							
45					1			117							
46			1					118							
47								119							
48			1		1			120							
49								121							
50					1	2		122							
51						1		123							
52					1	1		124							
53								125							
54								126							
55			2			1		127							
56								128							
57								129							
58								130							
59								131							
60								132							
61					1			133							
62															
63															
64															
65															
66															
67															
68			1			2									
69					2										
70					1										
71															
72															
								人員計(人)	-	21	5	43	7	4	
								(構成比(%))	(-)	(26.3)	(6.3)	(53.8)	(8.8)	(5.0)	
								平均給料月額(円)	-	245,033	314,120	381,191	406,243	436,500	
								平均年齢(歳)	-	29.9	39.4	50.3	55.4	57.0	
								標準的な職	栄養士、診療放射線技師等	薬剤師、獣医師等	相当困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	家畜保健衛生所の長等	

医療職給料表（3）（社会福祉施設、診療所等の医療施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1								73							
2								74							
3								75							
4								76							
5								77							
6								78							
7								79							
8								80							
9								81							
10								82							
11								83							
12								84							
13								85							
14								86							
15								87							
16								88							
17								89							
18								90							
19								91							
20								92							
21								93							
22								94							
23								95							
24								96							
25								97							
26								98							
27								99							
28								100							
29								101							
30								102							
31								103							
32								104							
33								105							
34								106							
35								107							
36								108							
37								109							
38								110							
39								111							
40								112							
41								113							
42								114							
43								115							
44								116							
45								117							
46								118							
47								119							
48								120							
49								121							
50								122							
51								123							
52								124							
53								125							
54								126							
55								127							
56								128							
57								129							
58								130							
59								131							
60								132							
61								133							
62								134							
63								135							
64								136							
65								137							
66								138							
67								139							
68								140							
69								141							
70								142							
71								143							
72								144							

給号	1	2	3	4	5	6	7
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計(人)	-	-	17	8	11	4	-
(構成比(%))	(-)	(-)	(42.5)	(20.0)	(27.5)	(10.0)	(-)
平均給料月額 (円)	-	-	292,706	329,988	370,091	423,150	-
平均年齢(歳)	-	-	45.3	49.4	49.8	55.0	-
標準的な職	准看護師	助産師、 看護師	高度の知識 経験を 必要とする 助産師、 看護師	主任看護 師	看護係長 等	看護科長 等	看護業務 を行う出先 機関の部 長

学校栄養職給料表 (県立学校並びに市町村(市町村の組合を含む。)立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	号給	級	1	2	3	4
1						73					
2						74					
3						75					
4						76					
5						77					
6			6			78					
7				1		79					
8				1		80					
9						81					
10			1	1		82					
11				1		83					
12				1	1	84					
13						85					
14			1	1		86					
15			2			87					
16			1			88					
17			2			89					
18	1		2			90					
19			3	1		91					
20			1	2		92					
21			1		1	93					
22			3			94					
23	1		4			95					
24			1	1		96					
25			2			97					
26			1			98					
27	1		1			99					
28				2		100					
29						101					
30	2		1			102					
31	1		1			103					
32			1	1		104					
33				2	1	105					1
34			1	1		106					
35			1			107					
36					1	108					
37				1		109					
38					1	110					
39						111					
40			2			112					
41						113					
42						114					
43			1		1	115					
44			1			116					
45						117					
46						118					
47						119					
48						120					
49			1			121					
50						122					
51						123					
52						124					
53						125					
54						126					
55						127					
56						128					
57						129					
58						130					
59						131					
60						132					
61						133					
62						人員計(人)	6	42	17	7	
63						(構成比(%))	(8.3)	(58.3)	(23.6)	(9.7)	
64						平均給料月額(円)	192,533	223,995	278,306	347,500	
65						平均年齢(歳)	24.3	27.3	34.8	42.1	
66						標準的な職	技師、 学校栄養技師	困難な業務を 行う技師、 学校栄養技師	主任技師、 学校栄養主任 技師	主査、 学校栄養主査	
67											
68											
69											
70											
71											
72											

福祉職給料表 (社会福祉施設、保健福祉事務所等に勤務する生活指導員、社会福祉主事、保育士等に適用)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9			2			
10			1			
11						
12		16	1	1		
13		4	1			
14			1			
15		2	3	1		
16		7				
17		7	3			
18		1	1	1		
19		1	1	1		
20			3			
21		2	1			
22		5	1	2		
23			1	1		
24		3	1	1		
25	15	7	3			
26	1	5	1			
27		3	4	2		
28	20	2	1			
29	1	4	1	1		
30	1			1		
31			3	1		
32	10	3	1			
33	5	1				1
34		5	1			
35	1	3	2	1		2
36	6	1		2		1
37	3	4		3		1
38	3	2	2			
39	1	1	1	1	1	3
40	2			3		1
41	3			2		
42	1	1	4	2		2
43	1			1		
44	1			1		1
45	1	1	1	4	2	1
46		2	1			
47	1		1			
48	4			3		
49	6		2	2		
50	1		1	1		
51				1	3	
52	2			1		
53			1	2		
54				2		
55		1		3	1	
56	3			4	2	
57	4			2	1	
58	1			2	1	
59	1	1		3	2	
60	4		1	5		
61	3	1		4		
62				4		
63	2		1	4	1	
64	1			1	5	
65	2			3		
66	1			4	2	
67	1		2	4	2	
68	1			5	1	
69	2		2	3	1	
70				8		
71	2			7		
72	1			4		

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
73	1			4		
74	2			6	1	
75	1			4	2	
76	1		1	5		
77				3		
78	1			5		
79			1	3	1	
80			1	4	4	
81		1	1	6	1	
82				3		
83				3		
84				5		
85	1	1		6	1	
86				3	3	
87				2		
88				8		
89				4		
90				5		
91				8		
92		1		1		
93				3		
94				6		
95				9		
96				7		
97				7		
98				3		
99				8		
100				8		
101		1		6		
102				8		
103				4		
104				4		
105				2		
106				4		
107				4		
108				2		
109				2		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						

### 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号給	1	2	3	4	5	6
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
人員計(人)	126	100	63	290	38	13
(構成比(%))	(20.0)	(15.9)	(10.0)	(46.0)	(6.0)	(2.1)
平均給料月額 (円)	216,808	249,219	301,235	382,740	409,824	433,423
平均年齢(歳)	28.0	29.9	38.2	50.2	53.3	55.8
標準的な職	生活指導員	相当困難な業務を行う生活指導員	困難な業務を行う生活指導員	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う生活指導員	社会福祉施設の課長	社会福祉施設の部長等

号給	人員計(人)
1	
2	
3	2
4	3
5	2
6	
7	

注 平均給料月額及び平均年齢の調査結果は、資料第2表その1(2頁)にあります。

教育職給料表 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	号給	級	1	2	3	4	5
1							73	2	154	24	10		
2							74	1	149	40	6		
3							75	1	154	28	5		
4							76	1	129	34	10		
5	2						77		146	34	9		
6							78	1	142	36	8		
7		1					79		107	35	9		
8							80		151	33	5		
9							81		132	32	11		
10							82		126	33	11		
11							83	1	137	33	9		
12							84		107	26	12		
13							85	3	113	27	14		
14							86		115	37	19		
15			1				87	1	119	33	17		
16							88		120	24	17		
17			338				89	1	111	26	20		
18			4				90	1	106	31	32		
19			4				91		79	28	19		
20			320				92		92	12	21		
21			96			1	93	2	66	33	23		
22			36				94		91	29	16		
23			7			1	95		72	18	13		
24			395			2	96		79	28	24		
25			104				97		80	36	15		
26			51			1	98	1	84	20	20		
27	1		19			4	99		70	34	13		
28	1		412			12	100		51	26	18		
29			154			7	101		67	25	15		
30			90			12	102		47	25	11		
31			37			16	103	1	50	34	22		
32	2		356			19	104		50	28	14		
33			201			15	105		43	22	21		
34			73			20	106	1	43	26	10		
35			49			43	107		38	28	14		
36			329			44	108		40	19	11		
37	1		222			31	109		40	28	26		
38			106	2		27	110		42	21	14		
39			68	1		34	111		43	24	23		
40	1		242	3		36	112		28	33	19		
41			277	2		18	113		28	34	22		
42			122	3		22	114		34	29	24		
43			109	5		13	115		33	29	14		
44	3		186	5		34	116		28	35	17		
45			230	5		37	117		17	36	25		
46			177	9		37	118		30	38	14		
47			112	12		27	119		28	37	14		
48			192	17		17	120		19	41	12		
49	1		265	11		14	121		23	49	76		
50	1		180	23		16	122		32	46			
51			153	24		23	123		22	63			
52	2		164	15		14	124		26	46			
53			210	30	1	15	125		24	52			
54			166	25		7	126		31	47			
55	2		157	23		5	127		26	63			
56	1		168	19		7	128		22	63			
57	1		205	28	2	13	129	1	30	55			
58	1		187	25			130		31	56			
59	2		192	34			131		20	47			
60			153	29	1		132		21	39			
61	1		190	26	3		133		23	37			
62			193	43	1		134		35	29			
63	1		180	27	4		135		21	37			
64			194	26	6		136		27	28			
65			176	42	3		137		23	115			
66			178	37	4		138		21				
67			175	34	2		139		29				
68	1		166	38	1		140	1	25				
69	1		210	43	5		141		28				
70	1		169	36	4		142		24				
71	1		160	35	4		143		20				
72	2		183	41	1		144		23				



給 号	級	1	2	3	4	5
145			23			
146			31			
147			28			
148			15			
149			26			
150			35			
151			23			
152			25			
153			25			
154			42			
155			23			
156			32			
157			49			
158			42			
159			48			
160			54			
161		1	67			
162			55			
163			66			
164			74			
165		3	74			
166			87			
167			66			
168			61			
169			73			
170			69			
171			81			
172			87			
173			101			
174			71			
175			64			
176			58			
177			44			
178			32			
179			27			
180			12			
181			10			
182			5			
183			8			
184			5			
185			91			
人員計(人)		54	15,840	3,072	866	644
(構成比(%))		(0.3)	(77.4)	(15.0)	(4.2)	(3.1)
平均給料月額 (円)		268,341	315,523	407,096	438,793	455,169
平均年齢(歳)		38.8	36.6	50.1	53.6	56.8
標準的な職		実習助手等	教諭等	総括教諭	副校長、 教頭	校長

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1									73		29	104	20		5	24	
2									74		30	90	24	1	8	7	
3							1		75	1	33	80	15	3	6	11	
4									76		28	75	19	4	8	3	
5									77		23	90	28	3	10	8	
6							1		78		20	88	24	3	5	4	
7									79		29	100	19	5	10	8	
8									80		23	72	31	5	8	2	
9	88			1					81		20	77	31		17	41	
10	10					1			82	1	16	78	38	2	12		
11	1								83		11	92	24	3	10		
12	97								84		24	86	31	5	11		
13	37								85		10	76	33	5	15		
14	11								86		12	66	39	6	14		
15	13								87		13	93	28	3	17		
16	113								88		9	65	33	6	19		
17	71								89		11	56	35	11	30		
18	27						1		90		10	48	46	4	13		
19	9								91		10	48	32	1	11		
20	117		3						92		8	68	30	2	13		
21	21								93		5	52	35	5	18		
22	36		2						94		3	34	29	1	22		
23	17		1						95		10	45	39	2	5		
24	82								96		5	40	33	3	10		
25	210		4						97		4	34	43	5	16		
26	67	1							98	1	29	37	37	5	9		
27	38	2							99		3	27	40	1	8		
28	258	19	8	1					100		1	26	23	5	10		
29	55	13	4						101		1	21	35	1	4		
30	46	11	3	1				1	102		1	23	23		11		
31	51	8	4						103		2	22	32	2	6		
32	259	35	5						104		4	14	24	3	10		
33	79	22	13						105			25	17	1	6		
34	75	10	8						106		2	16	26	9	5		
35	43	13	5						107		1	21	22	1	17		
36	182	35	14	1					108		1	26	22	3	11		
37	74	25	17						109		2	11	39	2	151		
38	60	25	16	1					110		2	17	36	3			
39	40	13	12						111			19	35				
40	188	56	23						112		2	17	25	2			
41	75	76	31	3					113		2	15	27	2			
42	45	48	12						114			19	30				
43	37	44	18						115		3	16	34	4			
44	128	93	21	1					116		2	14	29	2			
45	92	72	36	8					117		3	11	26	161			
46	44	61	30	1	4				118		4	18	38				
47	36	48	25	1	6				119		2	15	27				
48	76	100	30		3				120			21	42				
49	55	84	40		2				121		8	23	35				
50	35	70	44	4	2				122		2	15	37				
51	26	50	33	3	1	1			123		2	18	37				
52	39	50	32	1	2	3			124		5	17	28				
53	23	77	49	5	2	3			125		2	17	38				
54	17	60	53	6	5	2		1	126		2	20	29				
55	11	59	38	1	4	2		9	127		2	13	37				
56	18	79	31	6	5	1		12	128		1	28	37				
57	17	67	66	4	1	2		9	129		1	18	40				
58	10	49	61	15	1			7	130		7	16	42				
59	11	42	59	2	1	5		15	131		5	14	38				
60	12	58	52	7	4	3	1	4	132		1	14	40				
61	11	57	59	7	6	5		6	133		6	14	33				
62	4	44	68	7	2	4	1	2	134		1	14	36				
63	4	38	49	5	1	2	1	5	135		2	14	20				
64	1	44	60	10	3	4	4	4	136		2	11	27				
65	4	39	62	9	3	5	1	232	137		2	14	37				
66	3	42	71	10	1				138			17	24				
67	4	37	69	22	2	5	6		139		4	10	33				
68	3	50	74	16	3	5	6		140		4	13	29				
69		49	81	14	1	4	4		141			19	21				
70	2	26	87	15	3	2	7		142		1	14	25				
71		34	85	20	3	8	5		143		1	17	24				
72		34	77	21	1	3	5		144		1	10	25				

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
145			1	6	30				
146			5	14	11				
147			1	10	19				
148			2	15	8				
149			1	13	20				
150			1	19	20				
151			3	7	22				
152			1	5	21				
153				11	27				
154			1	15	18				
155			2	7	17				
156			1	9	23				
157			9	14	11				
158				15	20				
159				12	20				
160				12	31				
161				13	19				
162				19	27				
163				15	44				
164				18	25				
165				19	40				
166				12	31				
167				13	35				
168				12	29				
169				11	231				
170				9					
171				14					
172				4					
173				48					
人員計(人)	3,321	2,593	4,716	3,248	367	631	153	307	
(構成比(%))	(21.7)	(16.9)	(30.8)	(21.2)	(2.4)	(4.1)	(1.0)	(2.0)	
平均給料月額 (円)	231,235	282,466	334,560	386,076	415,297	437,924	455,975	477,401	
平均年齢(歳)	24.6	33.2	39.7	45.8	49.8	49.8	50.9	55.2	
標準的な職	巡査	巡査長	巡査部長	係長、 警部補	警部、 専門官	警察本部 の課長補 佐等	警視、 調査官	警察本部 の課長、 警察署の 署長等	

## 第4表 扶養手当の支給状況

### その1 扶養親族数別の受給者数及び扶養手当の対象となる扶養親族数

扶養親族数	受給者数		扶養手当の対象となる扶養親族数			
	人	構成比	配偶者	子	父母等	合計
1人	6,558	34.3	2,529	3,760	269	6,558
2人	6,406	33.5	2,870	9,779	122	12,771
3人	4,723	24.7	3,823	10,264	66	14,153
4人	1,228	6.4	1,147	3,651	34	4,832
5人	156	0.8	143	465	10	618
6人以上	24	0.1	23	72	3	98
合計	19,095	100.0	10,535	27,991	504	39,030
昨年の状況	19,163		10,944	27,669	634	39,247

注1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

注2 受給者数欄の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

### その2 職員区別の平均扶養親族数及び平均扶養手当月額

区分	受給者数		平均扶養親族数	平均手当月額	非受給者	合計	平均扶養親族数	平均手当月額
	人	受給割合						
一般職員	3,626	36.1	1.9	21,678	6,427	10,053	0.7	7,819
うち行政職員	3,119	35.6	1.9	21,537	5,648	8,767	0.7	7,662
教育職員	6,885	33.6	1.9	21,253	13,591	20,476	0.6	7,146
警察官	8,584	56.0	2.3	23,842	6,752	15,336	1.3	13,345
合計	19,095	41.6	2.1	22,498	26,770	45,865	0.9	9,366
昨年の状況	19,163	41.6	2.0	22,361	26,947	46,110	0.9	9,293

第5表

管理職手当の支給状況

区 分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
支給対象となる職 (代表的なもの)	本庁の理事・ 局長 特定の大規模 出先機関の長	本庁の室長・ 部長 大規模出先 機関の長	本庁の課長・ 担当課長 出先機関の長 ・校長	出先機関の 副所長	副校長・教頭	船 長		
受 給 者	人 34	人 154	人 1,048	人 134	人 866	人 3	人 2,239	円 85,564

第6表

住居手当の支給状況

区 分	一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計		
	人 員	平均手当 月 額	うち行政職員		人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	
			人 員	平均手当 月 額							
受 給 者	手 当 月 額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	人 1	円	人 -	円	人 6	円	人 -	円	人 7	円
	手 当 月 額 11,000 円 以 上 28,500 円 未 満 の 受 給 者	人 542	円	人 458	円	人 1,578	円	人 625	円	人 2,745	円
	手 当 月 額 28,500 円 以 上 の 受 給 者	人 2,081	円	人 1,829	円	人 4,329	円	人 2,201	円	人 8,611	円
	計	人 2,624	円	人 2,287	円	人 5,913	円	人 2,826	円	人 11,363	円
配 偶 者 等 が 居 住 す る 住 宅	人 -	円	人 -	円	人 -	円	人 3	円	人 3	円	
非 受 給 者	人 7,429	円	人 6,480	円	人 14,563	円	人 12,507	円	人 34,499	円	
合 計	人 10,053	円	人 8,767	円	人 20,476	円	人 15,336	円	人 45,865	円	
昨 年 の 状 況	人 10,071	円	人 8,794	円	人 20,717	円	人 15,322	円	人 46,110	円	

注 1 住居手当の受給者(配偶者等が居住する借家・借間を含まない。)の割合は、一般職員 26.1% (行政職員 26.1%)、教育職員28.9%、警察官 18.4%、合計で24.8%です。  
 2 住居手当の額は、家賃月額 16,000円を超える者を対象とし、最高支給限度額は 28,500円です。  
 3 配偶者等が居住する借家・借間に係る住居手当の額は、単身赴任手当を受給している職員が当該住宅に居住するものとした場合に支給される住居手当額の半額です。

第7表

## 通勤手当の支給状況

区 分	一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計		
	人 員	平均手当 月 額	うち行政職員		人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	
			人 員	平均手当 月 額							
受 給 者	交通機関等利用者	8,154	16,392	7,444	16,145	7,509	14,117	13,124	13,467	28,787	14,465
	交通用具使用者	1,128	8,149	662	6,486	11,187	5,177	709	9,373	13,024	5,663
	交通機関等と 交通用具併用者	244	18,932	191	19,239	270	14,884	369	14,373	883	15,789
	計	9,526	15,481	8,297	15,445	18,966	8,855	14,202	13,286	42,694	11,807
非 受 給 者		527	-	470	-	1,510	-	1,134	-	3,171	-
合 計		10,053	14,670	8,767	14,617	20,476	8,202	15,336	12,303	45,865	10,991
昨 年 の 状 況		10,071	14,341	8,794	14,281	20,717	8,143	15,322	12,201	46,110	10,845

注 1 通勤手当の受給者の割合は、一般職員94.8%（行政職員94.6%）、教育職員92.6%、警察官92.6%、合計で93.1%です。

2 受給者の通勤方法別の割合は、交通機関等利用者67.4%、交通用具使用者30.5%、交通機関等と交通用具併用者2.1%です。

第8表

再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表(1)	292		1		205	24	56	2	1	3
学校行政職給料表	148				70	3	75			
行政職給料表(2)	13				3	10				
海事職給料表(2)	4					4				
大学教育職給料表	1		1							
研究職給料表	9			8		1				
医療職給料表(2)	8				8					
医療職給料表(3)	2					1	1			
学校栄養職給料表	1			1						
福祉職給料表	37				33	4				
教育職給料表	1,583	2	1,428	118	7	28				
公安職給料表	131			43	56	29	3			
合計	2,229									

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	2	6
		人	人
行政職給料表(1)	114	114	
学校行政職給料表	18	18	
研究職給料表	1		1
医療職給料表(2)	1	1	
医療職給料表(3)	1	1	
福祉職給料表	3	3	
教育職給料表	609	609	
合計	747		

# 職種別民間給与実態調査の結果

## 職種別民間給与実態調査(令和2年)の概要

### 1 調査の内容等

#### (1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりです。

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績     | イ 民間企業における給与改定の状況等 |
| ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等 | エ 本年4月分の初任給の状況     |

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、イ、ウ及びびエに関する調査です。

#### (2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びびイに関する調査を先行して実施しました。各調査期間は、次のとおりです。

- ・ (1)ア及びびイに関する調査:6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ (1)ウ及びびエに関する調査:8月17日(月)～9月30日(水)

### 2 調査機関

神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等

### 3 調査範囲等

#### (1) 調査範囲

##### ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,099事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

##### イ 調査対象職種 54職種(うち初任給関係12職種)

#### (2) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって46グループ(うち横浜市15、川崎市10、相模原市7、その他県内地域14)にグループ化し、その中から無作為に抽出した699事業所(うち横浜市300事業所、川崎市111事業所、相模原市82事業所、その他県内地域206事業所)の調査を行いました。

1(1)ウ及びびエに関する調査が完了した事業所は、第9表のとおりです。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。

#### (3) 調査実人員

33,116人(うち初任給関係職種1,701人)です。

#### (4) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しました。

## 第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		508	140	70	66	168	64
農業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		29	4	5	5	9	6
製造業		220	57	31	19	82	31
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		97	14	15	16	38	14
卸売業、小売業		27	7	4	6	9	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		26	18	6	1	1	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		109	40	9	19	29	12

注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が14所、調査不能の事業所が177所ありました。

2 調査対象事業所699所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所14所を除いた685所に占める調査完了事業所508所の割合(調査完了率)は、74.2%です。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。



## 第10表

## 給与改定の状況

### その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	31.4 %	15.7 %	1.1 %	51.8 %
課 長 級	21.3	14.0	0.6	64.2

注1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計しました。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

### その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	86.9 %	84.4 %	20.7 %	12.1 %	51.6 %	2.5 %	13.2 %
課 長 級	72.2	69.2	16.3	10.9	42.0	3.0	27.7

注1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

第11表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	65	52.3	699,508	3,307	696,201	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	23	53.4	727,339	1,435	725,904	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,060	52.7	698,483	1,433	697,050	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,125	52.4	701,930	2,745	699,185	同上
事務部次長	380	51.4	619,730	4,232	615,498	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	348	50.3	585,669	1,135	584,534	同上
事務課長	2,388	49.2	578,252	11,052	567,200	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	2,488	50.1	605,973	5,962	600,011	同上
事務課長代理	849	47.1	516,694	45,812	470,882	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	740	46.9	526,577	55,420	471,157	同上
事務係長	1,973	45.7	487,370	57,297	430,073	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,714	45.9	536,725	82,678	454,047	同上
事務主任	1,903	41.6	411,134	51,260	359,874	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,811	44.1	491,549	83,798	407,751	同上
事務係員	6,199	38.0	352,292	43,557	308,735	
技術係員	6,473	37.2	383,705	61,520	322,185	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第11表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

## 2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	55	52.8	751,335	3,251	748,084	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	21	53.5	737,822	1,557	736,265	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	754	52.4	731,456	1,105	730,351	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	913	52.5	719,698	2,768	716,930	同 上
	事 務 部 次 長	270	51.9	663,884	3,064	660,820	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	239	50.8	600,597	1,022	599,575	同 上
	事 務 課 長	1,702	49.2	607,513	12,039	595,474	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	1,866	50.3	624,370	6,110	618,260	同 上
	事 務 課 長 代 理	746	47.2	528,077	48,439	479,638	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	598	46.9	537,122	57,960	479,162	同 上
	事 務 係 長	1,387	45.7	505,226	67,725	437,501	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,244	46.0	550,723	89,899	460,824	同 上
	事 務 主 任	1,261	40.9	423,285	57,266	366,019	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	1,145	43.6	510,522	97,817	412,705	同 上
事 務 係 員	4,081	37.7	360,846	48,718	312,128		
技 術 係 員	4,100	37.4	390,800	65,286	325,514		

### 3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	50.6	518,517	3,501	515,016	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	2	52.5	604,300	0	604,300	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	257	53.1	631,407	2,419	628,988	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	167	51.5	629,469	3,118	626,351	同 上
	事 務 部 次 長	79	50.0	511,990	9,069	502,921	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	91	49.1	557,126	1,550	555,576	同 上
	事 務 課 長	556	48.9	506,610	8,897	497,713	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	493	49.1	540,014	5,015	534,999	同 上
	事 務 課 長 代 理	66	46.4	406,134	16,905	389,229	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	102	46.1	454,658	40,227	414,431	同 上
	事 務 係 長	513	46.0	446,280	31,866	414,414	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	380	45.3	466,903	47,186	419,717	同 上
	事 務 主 任	547	43.0	383,530	38,350	345,180	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	490	46.1	448,254	47,358	400,896	同 上
事 務 係 員	1,778	38.5	333,472	31,791	301,681		
技 術 係 員	1,800	36.4	369,536	56,137	313,399		

#### 4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	49	53.6	597,136	334	596,802	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	45	53.1	579,024	252	578,772	同 上
	事 務 部 次 長	31	50.7	510,646	527	510,119	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	18	49.5	527,156	142	527,014	同 上
	事 務 課 長	130	49.4	480,587	6,370	474,217	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	129	48.8	492,568	7,334	485,234	同 上
	事 務 課 長 代 理	37	46.2	461,446	39,571	421,875	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	40	48.7	471,023	34,635	436,388	同 上
	事 務 係 長	73	44.5	421,961	31,018	390,943	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	90	45.2	468,953	45,137	423,816	同 上
	事 務 主 任	95	43.5	375,562	28,890	346,672	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	176	43.2	413,497	43,272	370,225	同 上
	事 務 係 員	340	39.5	310,105	21,076	289,029	
技 術 係 員	573	37.1	342,324	26,736	315,588		

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海事関係職種	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	17	59.6	821,755	184	821,571	
	大学教授	196	56.3	745,616	22,931	722,685	
	大学准教授	133	49.7	615,481	2,874	612,607	
	大学講師	99	44.1	538,017	9,157	528,860	
	大学助教	69	38.9	582,669	30,365	552,304	
職	高等学校校長	3	60.7	902,541	0	902,541	
	高等学校教頭	9	55.0	704,604	9,681	694,923	
	高等学校教諭	95	44.7	525,878	22,822	503,056	
研究関係職種	研究所長	7	53.4	1,080,725	1,791	1,078,934	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	263	51.1	716,419	1,054	715,365	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	145	47.7	532,275	32,033	500,242	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	260	46.7	604,296	47,502	556,794	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	489	37.3	445,822	53,345	392,477	
	研究補助員	34	30.9	304,009	36,099	267,910	
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	3	54.0	314,244	35,524	278,720	
	守衛	54	47.9	266,608	64,697	201,911	
	用務員	-	-	-	-	-	

第12表

## 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満		
		調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	人 378	円 217,116	人 262	円 221,189	人 112	円 206,332	人 4	円 199,149
		短大卒	45	186,634	17	190,197	23	181,225	5	193,462
		高校卒	78	175,128	36	170,502	40	178,709	2	169,187
新卒技術者	大学卒	459	216,255	282	220,188	158	210,489	19	208,591	
	短大卒	121	192,551	80	194,679	34	188,875	7	183,068	
	高校卒	160	173,252	80	174,675	68	171,318	12	175,770	
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	837	216,653	544	220,699	270	208,899	23	206,919	
	短大卒	166	191,073	97	193,874	57	186,210	12	187,728	
	高校卒	238	173,802	116	173,596	108	173,874	14	174,950	
その他	新卒研究員	大学卒	2	232,133	2	232,133	-	-	-	-

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。  
 2 短大卒には高専卒も含まれます。  
 3 令和2年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12%を含む。）は、大学卒211,456円、短大卒189,168円、高校卒173,600円となっています。

第13表

## 初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 ぎ	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
			48.1	(34.6)	(65.4)	(0.0)	51.9
		500人以上	61.6	(42.8)	(57.2)	(0.0)	38.4
		100人以上500人未満	52.3	(35.6)	(64.4)	(0.0)	47.7
高 校 卒	規 模 計		23.2	(33.5)	(66.5)	(0.0)	76.8
		500人以上	16.1	(21.0)	(79.0)	(0.0)	83.9
		100人以上500人未満	26.5	(32.9)	(67.1)	(0.0)	73.5
		50人以上100人未満	22.1	(42.0)	(58.0)	(0.0)	77.9

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。  
 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第14表

## 家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		71.1%
配偶者に家族手当を支給する		(70.7%)
家族手当制度がない		28.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,257円
	配偶者と子1人	19,892円
	配偶者と子2人	26,866円

注 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合です。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第15表

## 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
98.9	86.3	12.6	1.1

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。



(参 考)

### 職員と民間従業員の職務対応

職員の職務の級	民間従業員の職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理事等 (10級) 局長等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本庁の部長等 (8級) 本庁の課長等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	
グループリーダー等 (6級) 副主幹、副技幹等 (5級)	課長代理	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
主査等 (4級)	係長	課長代理	課長
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	課長代理
高度の知識経験を必要とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	係長
主事、技師等 (1級)	係員	上級係員、係員	主任
			上級係員、係員

# 生 計 費

## 第16表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和2年4月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円	円
食	料 費	25,500	40,810	53,030	65,240	77,450
住	居 関 係 費	71,670	77,280	69,510	61,750	53,980
被	服 ・ 履 物 費	1,010	3,240	3,680	4,120	4,560
雑	費 I	30,470	39,230	53,060	66,870	80,700
雑	費 II	5,260	15,220	17,730	20,250	22,760
	計	133,910	175,780	197,010	218,230	239,450

注 1 標準生計費については、次により算定しました。

1人世帯については、1人世帯の費目別標準生計費(平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値)に、費目別平均支出金額に対する本県の支出金額割合を乗じて求めました。

2人～5人世帯については、横浜市・川崎市・相模原市の「家計調査」(総務省)における令和2年4月分の費目別平均支出金額(4人世帯の一月当たりの支出金額に調整したもの。2人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を含む。)の結果表の数値をもとに算出。)に、費目別、世帯人員別の生計費換算乗数を乗じて求めました。

### 2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定していますが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応しています。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

# 労働経済情勢

## 労働経済指標

第17表

項目 年度・年月	きまって支給する給与				総実労働時間数		労働力関係			消費支出 (勤労者世帯)		物 価			
	神奈川県				神奈川県		神奈川県		全 国	横浜市		消費者物価指数		国内企業 物価指数	
	調査産業計				調査産業計		常 用 雇 用 指 数	有 効 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	金 額	前年度比・ 前年同月比	横浜市		[前年度比・前年同月比]	[前年度比・ 前年同月比]
	常用労働者		うち 所定内給与		常 用 労働者	うち所定外 労働時間						前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比		
	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	時間数	時間数	%	倍	倍	千円	%	%	%	%	%
平成30年度	310.6	1.2	285.7	1.6	141.3	12.9	1.0	1.20	1.62	302.2	△ 13.9	0.8	0.7	2.2	
令和元年度	307.7	△ 0.9	281.7	△ 1.4	139.8	13.2	1.8	1.15	1.55	348.5	15.3	0.5	0.5	0.1	
平成31年4月	311.1	△ 1.4	283.6	△ 2.2	143.9	14.4	1.7	1.20	1.63	316.8	△ 12.0	1.4	0.9	1.3	
令和元年5月	305.9	△ 1.7	280.2	△ 2.4	138.5	13.7	1.5	1.19	1.62	312.8	9.5	0.8	0.7	0.6	
6月	311.8	△ 0.1	284.7	△ 1.0	144.2	14.3	1.4	1.19	1.61	320.5	7.2	0.9	0.7	△ 0.2	
7月	308.9	△ 0.1	282.5	△ 0.8	146.5	13.6	1.1	1.18	1.59	358.0	34.4	0.8	0.5	△ 0.7	
8月	310.7	△ 0.1	285.4	△ 0.7	136.3	11.9	0.9	1.18	1.59	433.8	53.9	0.6	0.3	△ 0.9	
9月	306.7	△ 1.3	281.8	△ 1.9	138.2	13.8	1.2	1.17	1.58	470.7	52.3	0.4	0.2	△ 1.1	
10月	310.5	△ 1.0	282.6	△ 2.3	141.7	13.9	1.5	1.16	1.58	299.9	△ 8.7	0.1	0.2	△ 0.4	
11月	311.5	△ 1.0	284.2	△ 1.7	143.7	14.1	0.5	1.17	1.57	292.8	1.0	0.5	0.5	0.1	
12月	312.0	0.5	285.4	0.0	141.7	13.7	0.9	1.18	1.57	406.1	23.2	0.5	0.8	0.9	
令和2年1月	299.4	△ 1.9	275.0	△ 1.3	131.2	11.7	0.1	1.08	1.49	324.1	3.3	0.3	0.7	1.5	
2月	303.2	△ 1.0	278.3	△ 0.6	134.8	12.3	△ 0.8	1.06	1.45	297.8	6.2	0.0	0.4	0.7	
3月	300.7	△ 2.3	276.2	△ 1.8	136.5	11.3	0.3	1.07	1.39	349.1	23.7	△ 0.1	0.4	△ 0.5	
4月	298.5	△ 4.1	275.6	△ 2.8	134.3	10.0	△ 0.4	1.03	1.32	391.8	23.7	△ 0.4	0.1	△ 2.5	
5月	293.2	△ 4.1	274.5	△ 2.1	120.2	8.2	△ 1.4	0.95	1.20	290.4	△ 7.2	0.1	0.1	△ 2.8	
6月	297.2	△ 4.6	277.9	△ 2.4	137.6	9.4	△ 1.6	0.85	1.11	341.7	6.6	△ 0.1	0.1	△ 1.6	
資料出所	県 政 策 局						神奈川 労働局	厚生 労働省	総 務 省				日 本 銀 行		

注 1 きまって支給する給与について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・金額は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。
- ・前年度比・前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎として算出しています。

2 総実労働時間数について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・時間数は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。

3 労働力関係について

- ・常用雇用指数は、「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)で、平成27年=100とした指数を基礎として算出しています。
- ・有効求人倍率は、季節調整値です。

4 消費支出について

- ・金額は、1世帯当たり1か月間の平均です。
- また、2人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を含む。)の結果表の数値を基礎として算出しています。

5 物価について

- ・平成27年=100とした指数を基礎として算出しています。

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差  $\Delta 164$ 円  $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映